

こども誰でも通園制度の制度化、
本格実施に向けた検討会（第3回）

資料5

令和6年10月30日（水）

こどもまんなか
こども家庭庁

総合支援システム

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

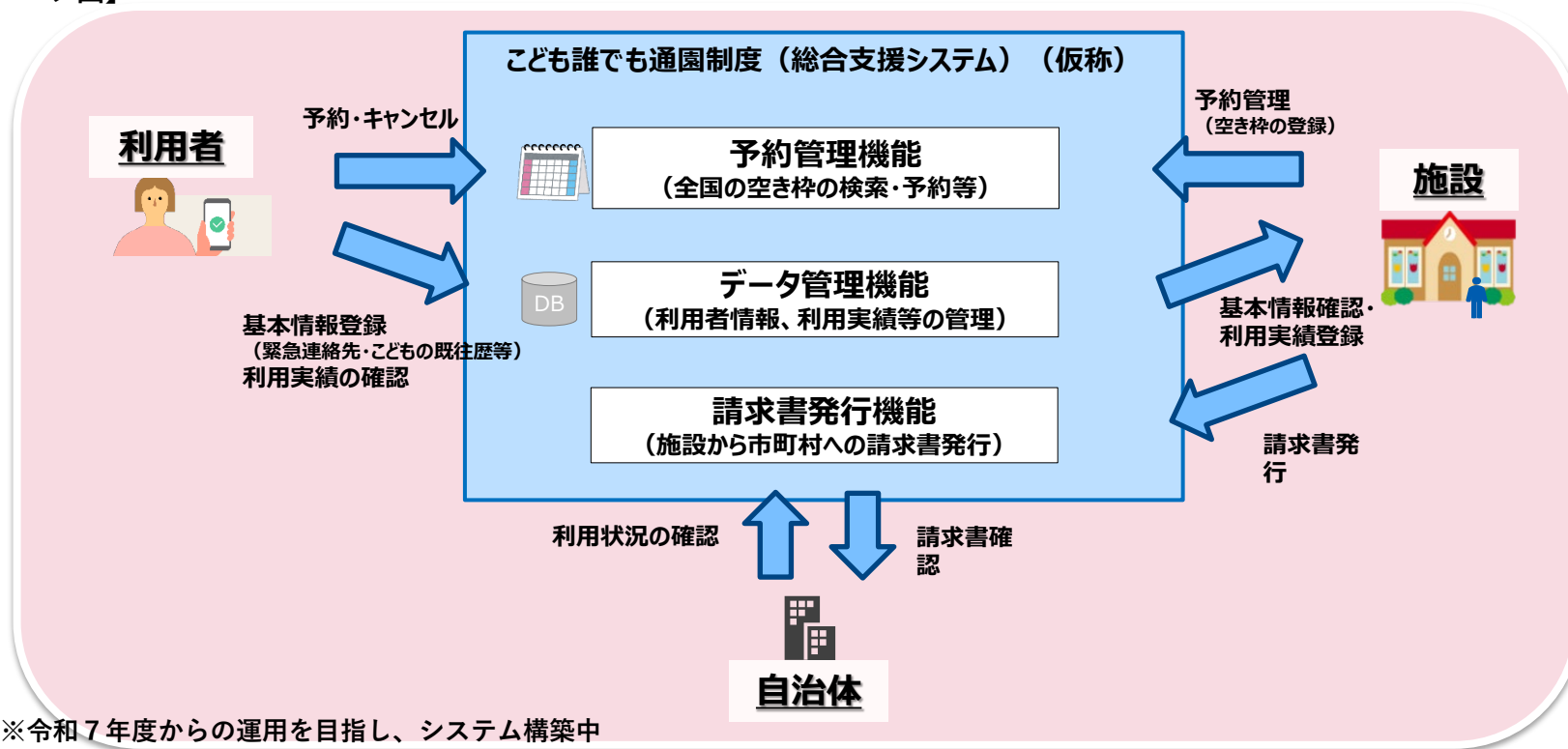
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

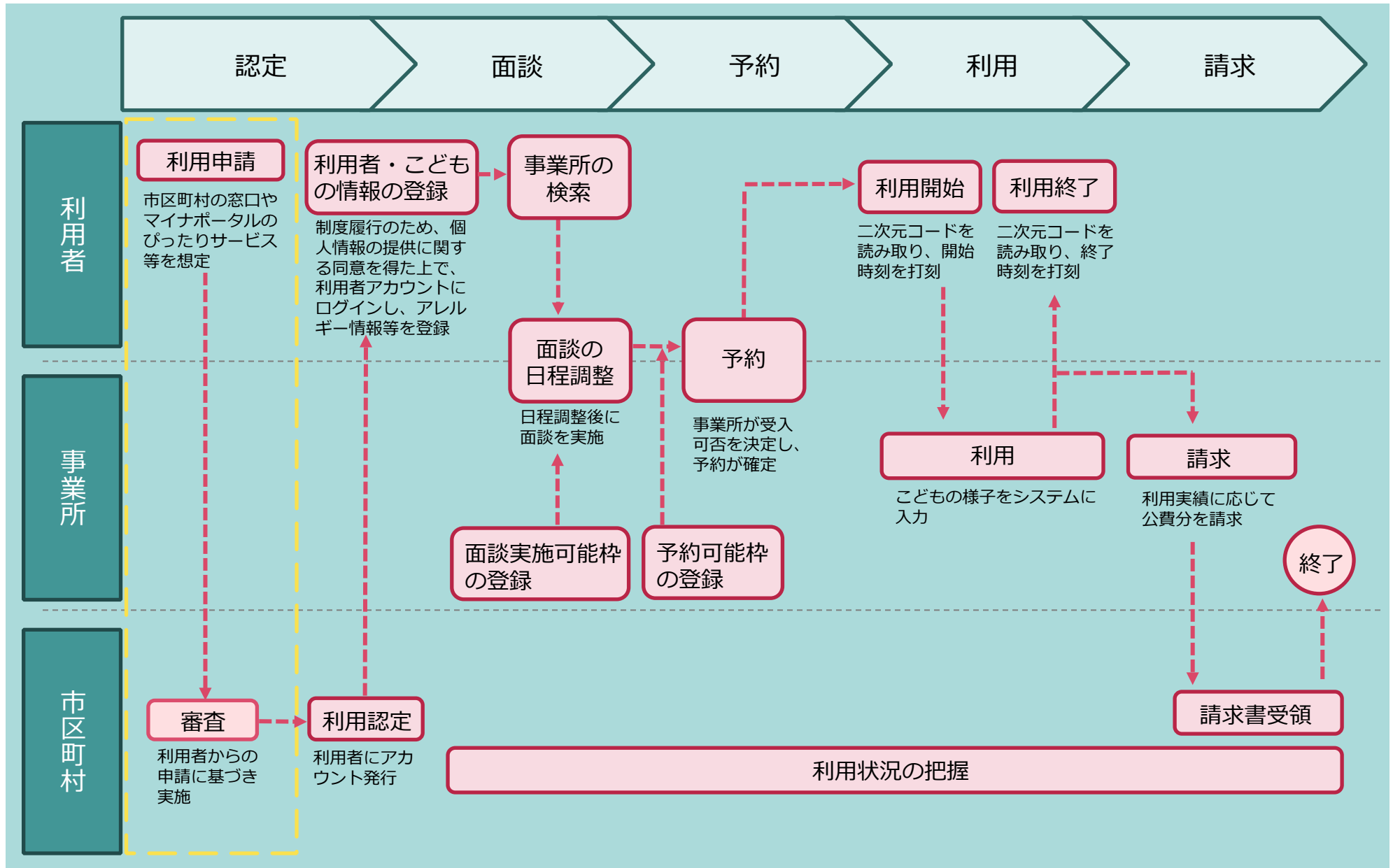
以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ

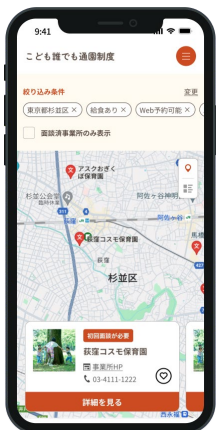


は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

- 「負荷なく、気づく、すぐわかる。」というUI/UXコンセプトを基に、利用者、事業者、市区町村（都道府県、こども家庭庁職員利用含む）の開発を進行中

利用者

こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面イメージ



- ・ 地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・ 検索して出てきた施設の情報を確認

利用予約の画面イメージ



- ・ 当月の残りの利用可能時間の表示
- ・ カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

事業所

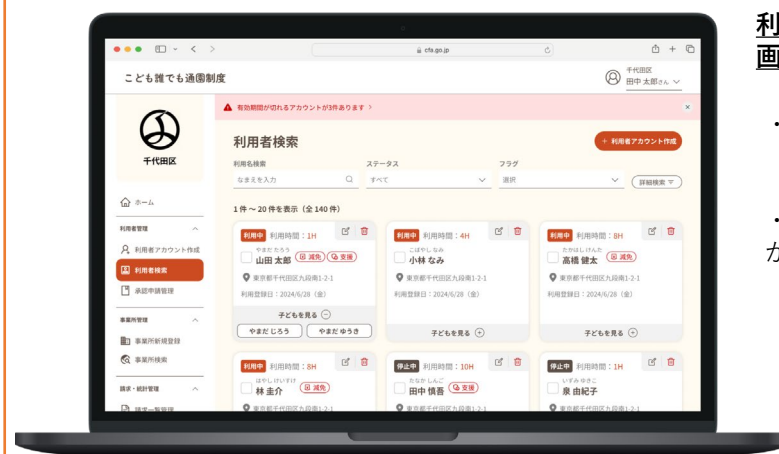
予約情報の確認画面イメージ



- ・ 氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

市区町村

利用状況などの利用者情報の確認画面イメージ



- ・ 市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・ 誰がいつこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

第2回検討会でのご意見を踏まえた対応方針

論点	対応方針（案）
<p>【要支援家庭等のこどもの受入れ】 要支援家庭等のこどもがこども誰でも通園制度を円滑に利用できるよう、</p> <p>①自治体及び事業者による代理予約 ②優先枠の確保 について検討してはどうか。</p>	<p>① 代理予約については、市町村及び事業者において、システム上で対応できるよう想定。 ※事業者は、利用実績のあるこどもの予約のみ代理で予約可能。</p> <p>② 優先利用を含め、自治体が地域の実情に応じた利用調整を行えるよう、システムを使用した実施方法等について、手引においてお示しする予定。</p>
<p>【記録の共有】 事業者が作成したこどもに関する記録の共有について、記録する保育者の経験に基づく専門性、こども観、園の保育方針等によって内容の捉え方に大きな差が生じる可能性等を踏まえ、どのような在り方が適切か。</p> <p>また、データの共有については、利用者の同意を得ることが前提になっているが、どの範囲で、いつまで共有されるのかということを確認した上で、利用者に誤解の無いように伝えることが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> システムに登録するこどもの記録については、保育所における、日々の記録というものではなく、当該こどもが他の事業所を利用する際に参考となるような簡潔な記録（200文字以内）を想定。 例えば、好きな遊びや好きなもの、身体を動かすことが好きなのか、よく眠る子なのかなど、毎日来ないこどもでも、従事者がスムーズにこどもに対応できるようにするために記載いただくことを想定。 こどもの行動記録の記載内容について、手引きに例示を行うなど、内容に大きな差が生じないよう配慮する。 データの共有については、認定を受けた市町村及び利用したことのある事業所のみ共有がなされる予定。 期間については、こども誰でも通園制度の対象期間中については、システムの利用を可とすることを検討しているため、その間は共有がなされる予定。 利用者の同意が取り消された場合は、利用したことのある事業者であっても、利用者の情報は確認できないこととする対応を検討。

第2回検討会でのその他のご意見

【①システムの内容について】

- 総合システムをつくるに当たって、自治体でつくっている保育サービスに係るシステムと連携していくなど、システム改修をしていくために必要な何らかの措置がいるのではないかと。補助制度も絡んでくる話になるため、今の補助事業との整合性も図らなければ、現場、特に事業者が混乱することが予想される。
- 認定、面談、予約、利用、請求の各プロセスの実態を踏まえて、極力、汎用性に努めつつも、各自治体の実情に応じた応用性を備えたものによって初めて満足度が上がると思う。デジタル庁の専門家の支援を受けただけではなく、自治体でこれまで標準化に関わってこられた方の声を反映し、より活用できるものをつくっていただきたい。
- キャンセル待ちの機能を追加してはどうか。キャンセルに関し、事業者に対する補助負担は保証されているようであるが、待っている子どもたちがたくさんいて、費用的にカバーされるからそれでいいではなくて、キャンセル待ちを速やかに募集して受け入れるという体制ができれば良いのではないかと。
- 利用者と事業者とのお金のやり取りについて、システムに入っていないが、月数百円とか数千円のやり取りを振込みでお願いすることや、未回収のお金を何度も督促をかけるのは非常に負担が大きいことであり、お金のやりとりがキャッシュレスでできるようになるとより良いのではないかと。
- 専門職員の配置状況や受入れ体制が分かるよう、こういう専門職がいる、ここに特化している、こういう施設を併設しているということが予約の段階で分かれば、非常に安心にもつながるのではないかと。
- 下の子が生まれた、7カ月健診に行った、1歳半健診に行ったという利用者情報の更新にアラートがかけられるようにすると、正確な情報更新ができて良いのではないかと。

第2回検討会でのその他のご意見

【②個人情報の取扱いについて】

- データの共有については、利用者の同意を得ることが前提になっているが、どの範囲で、いつまで共有されるのかということを確認にした上で、利用者に誤解の無いように伝えることが必要ではないか。
- 加算の対象となる障害児は市町村が認めるものとなっているが、保護者が複数の市町村の事業を利用した場合に、障害児の判断は、事業所の所在する市町村ではなく、住民票のある市町村が基本的には判断するのだと思う。住民票のある市町村が障害児と認めているかどうかを各事業所がシステム内で分かるようになると、事業所側の職員配置もスムーズになるのではないかと。個人情報保護の観点からも、保護者の同意は必要になると思われるが、システムを構築する際に検討いただきたい。

【③他システムとの連携について】

- 各制度ごとにアプリができることになると、各申請手続を電子化、デジタル化しているだけであって、本当の意味でDXになっていない。親御さんのスマホのホームに、こども家庭庁が関連する制度のガジェットが大量に並ぶのはおかしいと思うので、ゆくゆくは、アプリとか何らかのシステムを統合していくということを視点に入れて、今ベンダーさんに設計をしてもらうことが大事だと思うので、将来統合していくということを見据えた制度設計もしていただきたい。
- 別途協議が進んでいる保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会との連動性、例えば、保活との連動性、また、このシステムは今構築をされているところだと思うが、一度決まったらそれをずっとではなく、使いながら改正していくことも必要ではないか。

【④費用等について】

- クラウド方式によりそれぞれ対応することが想定されているが、この料金について、アカウントの利用者数関係なく、システム全般の保守も含めた運営経費は国に担保いただけるのか。